

国家による戦死者の顕彰

小川賢治

はじめに(問題)

毎年、夏の終戦記念日が近づくと特に、総理大臣以下の政治家の靖国神社参拝が話題になり、支持派、批判派双方の間で論争が喧しくなされる。しかし、両派の立場は根本的に対立していて、解決の見通しはない。両派は各々の立場が根本的に違う(と思い込んでいる)ので、あるいは、それが感情や信念の領域での認識になっているので、双方が歩み寄ろうという姿勢をそもそも持たない。

本稿では、この問題について考えるために、靖国問題そのものよりも大きな枠組みである「国家による戦死者の顕彰」という問題について考え、靖国問題にも解決の可能性を提供する方途を探る。

「国家による戦死者の顕彰」とは、戦争で死亡した将兵を国家が様々な方法で顕彰することで、その方法として、軍における階級の死後昇級や、勲章の授与^(注)、また、国家の施設において死者を記念することが含まれる。靖国神社への合祀は、国家(また、それに準ずる)施設において死者を記念する方法に含まれるが、それはいくつかある方法の一つに過ぎない。

(注) 本稿末尾に、(資料)として、戦死した兵士に対する死後叙勲の際の功績評価の実例を日本とアメリカについて挙げる。

この問題について本稿では以下の順に論じる。

第1節では、戦死者記念施設のあり方に関して、2002年に官房長官の私

的諮問機関である「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」が提出した報告書に関する分析を見る。この報告書は、非宗教的な戦死者記念施設の建設を提言しているが、これに対して、非宗教的な施設であっても、国家の追悼施設は次の戦争における戦死者の発生を予定しているのが根本的に問題であるという指摘がなされている。

次いで、第2節では、次の戦争における戦死者の発生を予定していないと考えられるドイツの国立戦死者追悼所である「ノイエ・ヴァッヘ」についての検討を紹介する。アメリカのアーリントン墓地についても触れる。

第3節では、前節までに紹介した立場とは違って、次の戦争における戦死者の発生を予定しない施設はあり得ないと批判する論を紹介する。前節で評価されたノイエ・ヴァッヘは、その後の経過において、当初の理念が維持できなくなったことが示される。韓国の済州四・三事件に際しての韓国政府の対応も紹介される。

(補注1) 国家による戦死者顕彰の論理構造

国家は戦死者を顕彰しようとするが、その場合には前提として次のような論理構造が存在している。

1. 戦争は国家が起こすものである。
2. 戦争では必ず死ぬ兵士が出る。
3. 兵士が死んだことに対して、国家は何らかの方法で戦死者を顕彰しようとする。その場合の根拠としては、国家には責任がある、という点が挙げられる。

あるいは、

- 3'. 戦死した兵士の遺族に対しては、その感情を慰撫するために、あるいは、反発を抑えようとして、何らかの方法で戦死者を顕彰しようとする。

また、国家は、将来、戦争が起こって戦死者を顕彰する必要が生じることに備えて、前もって学校教育その他において、国家の戦争方針が正

しいというイデオロギーを教化していく。その教化は、兵士として戦争に参加する者の抵抗・反発を避けることにつながる。

死ぬ可能性のある兵士は、自分が赴こうとしている戦争が正しいものであると考えようとする。そうでないと、死ぬかもしれないことを受け入れられない。また、戦死した場合には国家から顕彰されると予定することで、自分が死んだとしても、その死が意味のあるものであったと考えようとする。

同じことを、家族が戦死した遺族について考えると、遺族も、その戦争が正しいものであったと考えようとする。そうでないと夫や息子の死が無意味な犬死になる。戦死した夫や息子が顕彰されることによって、その死が無意味なものでなかったと考えようとする(このことゆえに、遺族に向かって、戦争は間違っていたとか、悪いことであったと評することは、その遺族の死者への感情を否定することになり、遺族からは受け入れられにくい)。

(補注2)靖国神社をめぐる問題

靖国神社に関しては以下の点が主な問題となっている。

1. 慰霊・顕彰の方法

靖国神社では、言うまでもないが、神道形式で慰霊がなされているので、キリスト教など信仰を異にする人たちの内にはそれを受け入れない人もいる。また、植民地支配されていた朝鮮半島や台湾の出身の戦死者も、本人またその遺族の意思に反して靖国神社に祀ることが問題視される。この点について靖国支持の人たちは、国家の責任で慰霊をすることは当然のことであり、それは本人の信仰や意向とは無関係だと考えている。

2. 政教分離

神道という宗教の施設である靖国神社に総理大臣以下の政治家が公式に参拝することは、日本国憲法が禁止する政教分離の原則に違反するのではないか、という問題。

憲法に違反しないという立場の立論は、靖国神社を初めとする神社は、他のキリスト教や仏教などのような宗教の施設ではなく、政教分離の問題に抵触しない、というものが一つある。しかし、もっと徹底した立場では、戦死者が祀られている施設を日本国の代表者が参拝することは、政教分離などの問題以前に、当然おこなうべきことである、という考えも存在する。

3. 日本の戦争責任

第二次大戦中の戦死者を記念する施設(靖国神社)に総理大臣が公式参拝することは、日本が関わった第二次大戦を正当化するものであり、それによって中国や韓国などに与えた甚大な被害についても無視するものである、という点である。この点に関し、問題と認めない立場の一つは、先程の論理と同型だが、戦死者が祀られている施設を日本国の代表者が参拝することは、その戦争を正当化することとは無関係だということであり、もっと徹底した立場としては、日本が行った戦争は自衛戦争であり、それを批判される理由は全くない、というものもある。

A級戦犯合祀の問題も日本の戦争責任に関するものとして存在している。これは、極東国際軍事裁判(東京裁判)で有罪となった東条英機元首相らを靖国神社に合祀したことに関する議論である。彼らを合祀したことによって、靖国神社を参拝することが日本の戦争責任を否定する面が強まったという考え方だが、靖国支持派の人たちは、誰であっても戦没者を祀ることは当然の行為であると考えている。また、極東国際裁判は無効だと主張する人もいる。

(補注3)いくつかの場合の区別

国家による戦死者の顕彰を考えるに当たって、いくつかの場合を区別することができる。

1. 死者(または遺族)は国家の戦争方針に、賛成であったか、反対であったか。前者にとっては、国家による死は国家との一体化の完成だが、

後者にとっては国家による犠牲でしかない。

靖国問題に即して考えると、日本政府の戦争方針に賛成であった者は、原則的に、靖国神社にかかわる事案について問題はないと考えるであろう。他方、戦争方針に反対であった者は靖国合祀に否定的な者が多いであろうが、全てがそうとは考えられず、当初は戦争に反対であったが、息子や夫が実際に戦死したとなると、靖国に彼らが祀られることを支持する人もいると思われる。

2. 国家の戦争行為を、良いこと(例：自衛戦争)だったと考えるか、良くないこと(例：侵略戦争)だったと考えるか。これについては、前項と同様に考えられるであろう。東京裁判(極東国際軍事裁判)をいかに評価するかもこの点に関わっている。
3. 戦争で勝った国家であるか、負けた国家であるかによって、事情は全く変わる。戦争で勝った国家の場合には、国家体制も基本的な価値観も変わらず、何も問題にならないが、戦争で負けた国では国家体制も基本的な価値観も大きく変わる場合がある。第二次大戦後のドイツと日本は後者の典型である。

日本は敗戦国であり、憲法と政治体制は激変し、戦前の神社と国家の結びつきも否定された。よって、戦死者顕彰のあり方も変わるのが自然だが、靖国支持の人たちの多くの価値観は戦前と変わっていない。日本政府の戦争責任を認めようとしなないし、靖国神社に関しては政教分離の概念も受け容れていない。

4. 国民の大多数が同じ宗教の国家であるか、そうでない国家であるか、の違い。欧米のキリスト教国家は前者で、政教分離が明確でないが、必ずしも問題にされない。

アメリカでは、大統領の就任式での宣誓はキリスト教式に行われていて、それに疑問が呈されている様子はない。アメリカでの政教分離は、国教の設立を認めない「国家と特定教会との分離」であると理解されていて、宗教そのものを国家機関から排除することとは見なされ

ていないからである(島川：101)。米軍においても聖職者がチャプレンという職名で軍人として部隊に属している。チャプレン職の宗教や宗派は限定しないということになっているが、ほぼ全てがキリスト教の聖職者である。ドイツは敗戦国ではあるが、キリスト教と政府の結びつきに関しては必ずしも神経質に問題にはされていないように思われる。

この点が日本は異なる。日本では政教分離は厳密に理解されており、その点が問題となる。しかし、他方では、習慣的に神社を参拝する国民は多数に上るので、靖国神社に総理大臣が参拝することは政教分離の問題とは関係ないと考える人もいる。信者数に関しては、国民の間で自分が神道の信者であるとの自覚をもつ者は多数とは言えないが、神社側が自らの氏子として報告した人数は国民総数とほとんど変わらない多数にのぼる。この点も問題を複雑にしている。

5. 顕彰の仕方が、宗教的であるか、非宗教的であるか。死に関わることもあって、たいいていの国家追悼施設は宗教的であるが、ノイエ・ヴァッヘのように非宗教的なものを目指している施設もある。2002年に報告書が出された日本の「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」の報告書も非宗教的な施設の建設を提言していた。

第1節 「追悼・平和祈念のための記念碑等施設懇談会」報告書

国家は必ず戦死者を顕彰しようとする、という命題に関して、2002年の日本の「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」の報告を例に引いて田中伸尚が分析を加えているので、それを紹介する。そして、国家が戦死者を顕彰しようとすることは、今後も戦争をすることの宣言であるので、それは避けさせるべきであり、国家が戦死者を顕彰しない制度の設立を目指すべきであるという提言について検討する。

2002年12月24日、小泉政権の時代に、福田康夫内閣官房長官の私的諮問機関である「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」(座長・今井敏)は、戦没者などを追悼し平和を祈念するための国立の無宗教施設が必要だとの報告書をまとめた(田中：12)(以下では略称「追悼平和懇」も用いられる)。これに関する田中伸尚による解説と分析を以下に紹介する。

(注) この国立追悼施設構想は、その後、靖国参拝をくり返す小泉首相と、それに力を得た政府・自民党内外の靖国支持派に徹底的に無視された。のちに民主党は政権交代を掲げて、同党代表の鳩山由紀夫が国立追悼施設に取り組んでいきたいと発言したが、その後進展せず、そのうちに自民党政権に戻ってしまった(山本：212)。

(千鳥ヶ淵戦没者墓苑)

その施設の検討に入る前にまず、それとの比較対象となりうる千鳥ヶ淵戦没者墓苑の検討がなされている(田中：12-16)。靖国神社が法的・制度的に国家の追悼施設ではなくなった戦後、国立の追悼施設について論議になったことが何度かあった。最初は、海外で戦没して引き取り手のない身元不明の遺骨を納骨する国立の千鳥ヶ淵戦没者墓苑建設(1959年3月竣工)をめぐる議論であった。この施設に対して、靖国神社などから、「みたまと遺骨が二分される」といった反対論が起きた。1953年3月に設置が閣議決定された際の仮称が「無名兵士の墓」を想起させる「無名戦没者の墓」だったことや、1953年11月に来日したアメリカのニクソン副大統領がここを訪れたのに靖国神社への参拝は断ったことも影響したと思われる。結局、政府は統一見解を発表し、千鳥ヶ淵戦没者墓苑は日中戦争からアジア太平洋戦争を含めた「全戦没者の象徴遺骨を納骨した施設」とされ、戦没者を「英霊」として慰霊・顕彰する宗教施設ではないとすることで決着した。

(追悼平和懇・報告書、恒久施設必要論)

さて、この報告書において、結論は、「国を挙げて追悼・平和祈念を行うための国立の無宗教の恒久施設が必要である。」というものである。戦死者を追悼する施設の内容と性格は、①国立の無宗教の恒久的施設で、②日本が行った過去の戦争による内外のすべての死没者を追悼し、また③戦後の日本の平和・独立・安全などの活動による新たな死者をも追悼し、④平和を祈念する、などとなっている(田中：12-24)。

これについて田中伸尚は、従来の内向きで軍人優先の、しかも神社非宗教論に依拠してきたような政府の追悼の考え方とは異なる面もあると評価しているが、他面、この構想の中に、「新たな死」を見越しての追悼の必要性を打ち出しているところに、国家の追悼の本質が端的に語られている、と言う。ここからは、国家の追悼はいったい誰のため、何のためなのか、という問いが生じると言われる。

このような国家の追悼施設が必要だとする際の根拠は、2002年2月26日の同懇談会第三回会合で、次のように述べられている。「国は、国権の発動に際して、その行為に積極的、消極的に関与し生命を失った国民に対して、公式に追悼の意を表し、恒常的、恒久的に祈念する道義的責任を有する。」(田中：27)。ここでは「道義的責任」を挙げているが、その意味をさらに掘り下げる必要がある。将来の戦死者の発生の可能性についても認識が及んでいないと思われる。

(全死没者追悼)

「追悼平和懇」の報告書にある国立施設は、追悼の対象を全死没者とするという考え方を打ち出している。これは靖国神社と大きな違いを持たせたものである。しかし、追悼対象として日本人と外国人の違いを無くしてナショナリズムを超えることができるのか、何より、戦争による加害者を被害者と同列に扱って、加害者を赦し、共に追悼することがすんなり受け容れられるのか、和解できるのかといえ、そう簡単ではない。何より、

日本の戦争責任、戦後責任が未決のままであるからである(田中：43-44)。

他方、「戦争犯罪人」が含まれるかどうかについては報告書は明示していない。この点に関する追悼平和懇の議論は次の通りである。「大きな範疇として、戦争のために、あるいは平和活動のために死んだ人と考えればいいのであって、そこにだれが入るかということはこの施設では問題にならない。」(第七回懇談会)。

(国家中心性)

また、「追悼平和懇」は、戦争のあらゆる死者を追悼するとしながらも、その対象から排除される死没者がいる点も問題である(田中：45)。排除されるのは「日本の平和と独立を害したり国際平和の理念に違背する行為をした者」(「報告書」第3の「施設の性格」)である。これは一見妥当なものに見えるが、しかし、日本の平和と独立を害した、また、国際平和の理念に違背した、と判定するのは誰だろうか。それは国家、あるいはそれにつながる公的団体であろうが、その点に問題はないのかと田中は問う。追悼からの排除の基準が、やはり国のためのものであることに気づくとも田中は言う。

これらのことから考えると、戦死者の追悼は、戦死者のためというよりも、あくまで国家のために行われてきたものと言えると田中は言う。そのことは、国家は遺族に謝罪しないということと、合祀の意向を尋ねることではない、という点にも現れている。

まず、国家は謝罪しない、という点についてであるが(田中：21, 45-46)、もし自衛隊員がイラクなどに派遣されて死亡した時に、国家は死亡した自衛隊員とその遺族に対して、無謀なイラク派遣で死なせてしまい、申し訳なかった、二度とあなたのような無残な死を死なせません、とは約束しないであろう。また、遺族に対して、間違った派遣だったと謝罪もしないであろうと田中は指摘している。国家がそのようなことをすることはあり得ない。もし国家が、国民を死なせてしまったことを詫び、二度と不条理な

死を死なせないという誓いの追悼をしたら、天皇・国のために死ぬ国民はほとんど出てこないだろう。国家による追悼には、決して「国民の死をくり返しません」という思想はない。

また、顕彰(靖国神社なら合祀)するにあたって、その対象となる者の遺族などの意向を尋ねることはない(田中：20)。明治維新以降の靖国神社への戦死者の合祀は明治以来の国家のための追悼であったのであって、戦争による死者つまり天皇・国のための死者を「英霊」として顕彰し讃えるという意味づけについて、国家の側は、国民の意見や意思を聞いたり確認したりしたことはない。戦死者追悼は国家の立場から行われてきたのである。

そのことはまた、国立追悼施設は、天皇や三権の長など国家権力者や外国の公人がそこを訪問することで、顕彰施設の権威付けを図り、一層強く「国のための死」が賞賛される巨大な政治空間となっていくことも関わっている(田中：46)。

(被害者の自発的協力)

国家は戦死者などの被害者に謝罪をしないが、それにもかかわらず、被害者は、戦争を積極的に遂行する役割を、みずから担うにいたることがある(田中：20)。アジア太平洋戦争の頃には、国家の用意した独占的な戦死の意味づけ、すなわち「英霊顕彰」によって戦死者の遺族らは、本来の悲しみや怒りを回収され、抑圧され、そこから反転して名誉と感ずる回路に乗せられていった。そして最後は戦争動員の役割を担わされていったと田中は言う。

(正しい問題設定)

国家による戦死者追悼にはこれらの重要な問題が含まれている。よって、国家の戦死者追悼については、「靖国神社か千鳥ヶ淵墓苑か新たな追悼施設か」という次元で考えるべきではなく、また「特定の宗教と結びつかない別の追悼施設」なら良いのではないか、というレベルの問題でもない

田中は主張する。国家が、「国のための新たな死」を生まないためには、戦争に荷担／協力しない具体的な制度とシステムづくりをするしかないと言っている(田中：47)。

第2節 ドイツとアメリカの国立戦死者追悼所

前節で紹介した田中伸尚の見解は、国家による追悼は死者の生死を国家が意味づけることであり、必然的に国家が国民を次の戦争に動員する機能を持つというものであった。そこから、国立の追悼施設はいかなるものであれ否定すべきであるという立場が生まれる。しかし、次の戦争のために国家が戦死者を利用するための施設とは異なる「平和のための国立戦死者追悼所」というコンセプトが本当に不可能なのかどうかについて、南守夫は検討を加えている(南：53)。

その問題について考えるために、近代以降の欧米の戦死者追悼の在り方の変遷について、特にその中で独特の経過を辿ったドイツの場合に焦点を当てて、鳥瞰が試みられている(南：53-54)。近代国民国家の戦死者追悼の歴史の中で、その国民国家の枠を越える可能性を孕むものとして、ベルリンの「ノイエ・ヴァッヘ(Neue Wache)」の歴史的意味について考えている。近代の国民国家は国民を戦争に動員し、戦死した兵士を国家のための尊い犠牲として顕彰してきた。その点では、ほとんど例外はなく、アメリカのアーリントンの無名戦士墓もそのための施設である。しかし、第二次大戦の主要参戦国の中で一つだけ、戦死した自国兵士を讃えるのではない国立戦死者追悼所が生まれている。「戦争と暴力支配の犠牲者のために」という碑文を持つドイツの国立戦争犠牲者追悼所「ノイエ・ヴァッヘ」の歴史は、この点に関して示唆的である。

(戦争関連記念建造物の歴史)

戦争関連記念建造物は次のような歴史をもつ。ヨーロッパではナポレオ

ン戦争から第一次世界大戦までの時期には各国で巨大な戦勝記念碑が造られた。それらは戦死した個々人の記憶とはあまり結びついていなかった。このような戦勝記念碑で有名なものとしては、ナポレオン一世の命によって建設が始められ1835年に完成したパリ、エトワール広場の凱旋門、ロンドンでは、ナポレオン軍に対する勝利を記念するトラファルガー広場のネルソン提督記念塔、などがある(南：54)。

この種の巨大な戦勝記念碑は第一次大戦後には戦勝記念の中心ではなくなっていく。代わって登場してくるのが「無名戦士墓(The Tomb of the Unknowns(姓名不詳者の大型墓))」である。その最初のもはイギリスとフランスで同時に除幕されたが、ロンドンでは1920年11月11日、ウェストミンスター寺院の床下に一人の英国兵士の遺体が葬られた時に誕生した。それを覆う墓石には次の碑文が刻まれている。「この石の下に休らう遺体は、一人の英国戦士のものである。名前と階級は知られていない。この国の最も著名な人びとの間に横たわるためにフランスから運ばれた。…」(南：56)。

国王や将軍を顕彰する巨大な戦勝碑が、一枚の大理石によって無名の兵士を記念するものになった大きな理由は、第一次大戦において膨大な数の戦死者が生まれたことにあり(この大戦では全ての交戦国で合計1000万人が死んだと言われている)、一般の国民を多数巻き込んだことが、そのような人たちを讃える必要を生み出した。ただし、無名戦士墓は反戦・平和主義へとただちに結びつくものではない。この無名戦士墓はあくまで国家のために死んだ兵士を讃える施設である。

無名戦士の墓はその後急速に欧米諸国に広がっていき、現在、最も一般的に、国立戦死者追悼所としての地位を保っている。その最も有名なものはアメリカのアーリントン国立軍人墓地にある無名戦士墓である(1921年設置)(南：59)。

(アメリカのアーリントン墓地)

「人民の、人民による、人民のための政府」という言葉で有名なリンカーンのゲティスバーグ演説は、南北戦争における戦死者のための墓苑の開設式典でなされたものである(島川：92)。その演説が訴えているのは、南北戦争の目的は独立宣言の理念に基づいて創られた民主主義国家の存続であること、そして、その大義のために生命を捧げた兵士の献身を讃え、さらに、そこから転じて、生者がこの大義を引き継いで挺身し、戦死者の死をむだにしないためにいっそうの忠誠を尽くすことである。つまり、生者にも大義への献身、すなわち、場合によっては戦死すること、を求めているのである。

南北戦争の大量の戦死者を埋葬するための施設として出発した国立墓地には、敵である南軍の戦死者は埋葬の栄誉を与えられていない。その後、埋葬対象者を独立戦争以来の戦死者から退役軍人まで広げ、さらに大統領以下の国家に貢献したとみなされる官吏や民間人を含むようになり、「名誉の死者」を葬る国立墓地の国家イデオロギーは国民の間に浸透していった(島川：93-97)。アーリントンの無名戦士の墓では毎日、衛兵交替式が行われ、それがイベント化していて、「献身」の意義を再生産することに役立っている。

2002年には、戦死者追悼のための国家休日であるメモリアルデーでの演説で、ブッシュ大統領はゲティスバーグ演説を引用し、新しい世代が墓地に眠る「英雄」たちを継承すると述べている。そのことは、この時期、アフガニスタン侵攻を実行し、対テロ戦争の更なる継続と先制攻撃論を強調していたことと無関係ではないであろうと島川雅史は言う(島川：100)。

(ドイツの国立戦死者追悼所)

無名戦士墓はほとんどの国で一般的に定着していると上に述べたが、第一次大戦の主要参戦国で唯一、国立中央戦死者追悼施設としての無名戦士墓が設けられなかったのがドイツである(南：60)。そして、ワイマール時

代を通じて、国立中央戦死者追悼施設をどのような形で設置するかについての議論が決着しなかった。他面、第一次大戦初期にヒンデンプルク将軍指揮下のドイツ軍がロシア軍を打ち破った戦いを記念した巨大な戦勝記念碑が1927年に東プロイセンのタンネンベルクに造られた。これは19世紀的記念碑の性格をそのまま維持していた。

このようなドイツで、ベルリンにある「ノイエ・ヴァッヘ」と呼ばれる建物が、時代とともに性格を変化させていくのを見ることによって、戦死者追悼の在り方を南守夫は検討しているので、それを紹介する(南：62-69)。

「ノイエ・ヴァッヘ」は、プロイセン王フリードリヒ・ヴィルヘルム三世の対ナポレオン戦争勝利を記念して1818年に造られた一連の記念碑的建造物の一つである。19世紀を通じて戦争の際にはこの建物前で軍隊の出陣式と解散式が行われ、第一次大戦の際は動員の電報がここから発せられており、プロイセンと近代の統一ドイツ国家の軍国主義を象徴する建物の一つである。

その後、第一次大戦で敗北した時、皇帝ヴィルヘルム二世がオランダへ逃亡したことによって、この建物は主を失い本来の役目を終えた。その後しばらくは難民の避難所などに転用されていたが、1931年にプロイセン州立戦死者追悼所へと改造されることになった。

それは、国家(州)のために死んだ自国兵士を顕彰するという伝統的なコンセプトの枠内にある施設である。そのことは開所式典での演説内容から読み取れる。プロイセン首相ブラウンは、第一次大戦で死んだ200万人にのぼるドイツの戦没兵士を祖国のための貴い犠牲として讃えた。

他方でブラウンは、そのような大きな犠牲を二度と必要としないように平和のために努力する意思をも表明したが、それと矛盾する演説もなされた。大統領ヒンデンプルクは、この施設は「ドイツ民族の精神的一体感」を高めることに寄与するだろうと述べ、国防大臣グレーナーは、「ドイツ人の生命力と生存権の印」を語った。

それからわずか2年後、ナチス政権が成立し、ワイマール時代の戦没兵士

追悼日である「国民哀悼日(Volkstrauertag)」は「英雄追悼日(Heldengedenktag)」と改称され、ノイエ・ヴァッヘもまた、「戦争のための戦没兵士顕彰碑」として利用されていく(小川注: Volkstrauertag(国民哀悼日)の Trauer は(人を失った)悲しみ, 服喪, という意味があり, Heldengedenktag(英雄追悼日)の Gedenk の部分は, 思い出, 追想, の意味をもつ)。

第二次大戦終了後、ノイエ・ヴァッヘの所在地は東ドイツ国家の管理下に入った。ノイエ・ヴァッヘはプロイセンからナチ時代までの軍国主義を象徴する建物として取り壊しも検討されたが、歴史的建築物として保存されることになり、1960年に東ドイツの「ファシズムと軍国主義の犠牲者のための警告追悼所」として、再び戦死者追悼施設としての歴史を刻むことになった。その後、1969年に、床に「無名抵抗運動闘士」と「無名兵士」の記念碑がはめ込まれ、その下に強制収容所で射殺された無名政治犯と戦場で死亡した無名兵士の遺骨が納められた。

以後、この警告追悼碑は東西ドイツの統一まで、東ドイツの国立中央追悼所として機能していた。このノイエ・ヴァッヘは、無名戦士の墓の例に倣いながらも、反ナチ抵抗運動の中で殺された者たちを顕彰することによって、反ナチズムと反帝国主義を象徴する施設へと改造された、という重要な意味を持った。

ただし、ここで顕彰される「反ファシズム抵抗運動闘士」も、追悼される「無名兵士」も、ドイツ国民のカテゴリーの枠内にあった。ここには、ナチ・ドイツ軍打倒に最大の貢献をしたソ連赤軍兵士は顕彰されておらず、大量殺害されたユダヤ人も哀悼されていないのである。

東ドイツでは、このような経過を辿ったが、西ドイツでは長らく、正式の国立中央戦死者追悼所は設置されなかった。ドイツ国民の被害の問題は、常に加害の問題の後景に位置してきたという特性があったからである。それゆえ、1993年まで正式の国立中央戦死者追悼所は存在しなかった。第二次大戦後のドイツでは、自国戦没将兵を国立追悼所で追悼する構想は、ナチ政権下のドイツが行った侵略戦争やソビエト市民やユダヤ人を始めとす

る大量の民間人殺害等を肯定するものと見なされ、国内外からの厳しい批判に常に晒されてきたのだった。この点は日本の靖国を考える時、極めて示唆的である。

(現在の「ノイエ・ヴァッヘ」)

ところが、ドイツ統一後まもない1993年に、それが実現することになった。その主要因として南が挙げているのは、東西ドイツの分断の克服という新しい政治状況、ノイエ・ヴァッヘという歴史的建築物の重視、そして、碑文・追悼文とケーテ・コルヴィッツ作の彫像に示された反ナチ・反戦平和主義の姿勢である(南：68-70, 74)。

すなわち、まず、東西ドイツ分断の克服は、最終的な意味でのドイツにとっての第二次世界大戦の終わりを意味し、そのことで、正式に全ドイツの戦死者の追悼を行う機会が訪れたのである。また、ノイエ・ヴァッヘの建物はワイマール共和国時代から長期間にわたって戦死者追悼所であり、国立中央追悼所としてふさわしいと多くの人に受け止められた。

さらに、日本の問題を考える時に最も示唆的と思われるのは、追悼所の中身であり、ワイマール時代ともナチ時代とも東ドイツ時代とも本質的に異なる方向を示している点である。すなわち、まず、「戦争と暴力支配の犠牲者のために」という碑文がそれを表している。「暴力支配 Gewaltherrschaft」という言葉には、ナチ政権の国家体制、その下での人権侵害と戦争そのものをも否定することが含まれている。

また、コルヴィッツ作による彫像が、戦没兵士ではなく、息子を亡くした母親であることもそのことを表している。さらに、国旗や軍旗を初めとしてドイツ国家を象徴するものが何も用いられていない点も重要である。碑文にも「ドイツ」という言葉はない。

国家による戦死者の追悼の意味づけは二つしかないと言南は言う。正義またはやむを得ない戦争において国家のために戦って亡くなった者を英雄(または「英霊」として「顕彰」するか、または不正義の誤った戦争におい

て国家のために、つまり国家のせいである死者を犠牲者として「哀悼」するかである。靖国神社や欧米諸国の無名戦士墓は前者の例であるが、英雄として顕彰する場合は、必然的に次の戦死者を準備する行為となる(南：86-88)。

後者には戦争を否定する契機が孕まれているが、歴史的に見て、このような形態の国家による追悼はほとんど見られない。現在のドイツの国立中央追悼所(ノイエ・ヴァッヘ)が、例外的だが、その例である。日本では、靖国神社的な国粹主義的排外主義の戦争観を否定し、反戦平和主義の立場を明確にした国立追悼施設の建設を構想することは、そのための一つの必要なステップとなるだろうと南は述べている。

第3節 国家による戦死者追悼の本質

以上に紹介した田中らの論では、国家の戦死者顕彰は通常、将来の戦死者の発生と彼らの顕彰の必要性を前提としたものなので、それらの要素をもたない新しい施設の建設を求めているが、山本浄邦らは、そのような認識では不十分で、国家による戦死者顕彰においては史実や死者の選別／排除が行われていることを認識することが重要だと主張している。また、ノイエ・ヴァッヘに関しても、先に紹介した見方とは異なる評価が米沢薫によって与えられているので、次にそれを紹介する。

国家による戦死者等の顕彰は、靖国的な顕彰・賛美型の慰霊追悼に限らず、それが何らかの歴史的事実に関するものである以上、その「史実」の歪曲や隠蔽が入り込む余地があり、追悼対象たる「犠牲者」も国家によって恣意的に選別／排除されると山本は言う。また、「犠牲者」から排除された被害者が受けた被害の真相究明や国家責任の問題が放置されたり、軽視されたり、あるいは隠蔽されたりすることもある(山本：215-221)。

靖国神社における慰霊・顕彰においては、「史実」の選別／排除とは、

端的に言えば、日本が侵略して植民地支配をおこなったこと、植民地支配において被害を与えたこと、また、それにかかわる戦争責任があることなどは事実であるはずだが、靖国における慰霊においてはそれらを事実ではないとして「史実」から排除しているのである。また、死者の選別／排除とは、戦場において戦闘に加わらずに病死等した者、さらに遡れば、戊辰戦争において旧幕府軍側で戦死した者などは、靖国神社において慰霊の対象から排除されている、という事態を指す。「史実」や「犠牲者」の選別／排除、あるいは序列化は、日本の靖国的な顕彰・賛美型の慰霊・追悼とは表面上は性格が異なると考えられるドイツと韓国の二つの事例においても見られる(後述)。

ドイツと韓国の例で示すように、同じ「犠牲者」とされた者のなかに、加害者側の「犠牲者」(殺す側において殺された者)と、「受動的犠牲者」(一方的に殺された者)が区別できるが、これらを区別せず同列に「犠牲者」として扱うことによって、加害—被害という関係があいまいになっている。加害者側にいた「犠牲者」は絶対的被害者への想起を欠落させ、加害—被害という歴史的事実への認識をもたず、「悲しみ」のみの追悼になりがちになる。さらに、国家が加害主体である場合には、その加害責任に対する追及から逃れるための手段ともなる。自ら加害者でありながら、国家は何の権利があって歴史的事実や死者を恣意的に選別／排除するのだろうかと山本は言う。

国家は、追悼儀礼をつうじ、救済者のような存在として、被害者たちに「慰め」や「死者の魂の救済への確信」をも提供するようになる。そして、「救済」された人々は、国家が示した目的や実践を「自発的に」担うようになるのである。救済者となった国家に対する遺族らの怒り・無念さの攻撃性は去勢され、国家そのものを告発する根本的な問いかけは発せられにくくなる。韓国、濟州島の運動では四・三事件が抵抗の象徴から受難の事件へと変化させられた(山本：215-221)。

これまでの国家による追悼をめぐる議論は、戦争に関係あることのみ

限定したり偏ったりして論じられてきたと山本は言う。このため、国家による追悼が次の戦死者を生み出すものである、ということに議論が集中し、ともすれば、非武装非戦国家の実現によって国家による追悼の問題が万事解決するかのような議論があった。しかし、たとえ平和を目的としても、死者を利用して個人を国家に従属させるような手段によって実現する「平和」とは一体どのような質の「平和」なのかを問題にしなければならない。それは国家にとっての平和でしかないと言本は言う。これらの点から考えて、国家に求めるべきは「追悼」ではなく、真相究明のための「情報公開」である。同時に、究明された事実にもとづいて相応の補償を被害者に對して行っていくことである(山本：219, 223, 228)。

(濟州四・三事件における「追悼」)

韓国の濟州島で1947年に発生した「濟州四・三事件」は、政府に対する民衆の抵抗・蜂起事件だが、その過程を辿ることによって国家による顕彰の意味を知ることができる。

この事件は、1980年代までの軍部独裁政権期にはタブーとなっていたが、その後政府は真相調査をおこない、盧武鉉大統領は二度にわたってお詫びをし、過去の国家権力のあやまちを公式に認めた。が、それと同時に、誰を事件の犠牲者として認定するかに関して問題を残した。その点についての政府による審議・決定においては、政府側の討伐グループとして多数の民間人を殺した者をも犠牲者と認定し、彼らを、殺された側の者と同列に「犠牲者」とすることになり、加害者の過ちを免責した。他方、抗争を起こした側と見なされた者は「犠牲者」の認定から除外された。それらの区別は国家が一方向的に設定した基準によってなされたものであって、除外された者にとって受け容れられるものではない。犠牲者の認定に際しては、犠牲者申告書を提出した抗争グループの遺族を、審査委員が直接訪ねて申告を撤回するよう迫ったという事態も起こった(高：175, 182)。

韓国の濟州四・三事件の追悼儀礼における「告由文」では、「(死者の)

あとにつづけ」というメッセージが発せられているわけではなく、「世界平和の島」といった国家プロジェクトを達成することが生者が「犠牲者」に報いる道であるかのごとく述べられた(山本：220)。ここに国家による追悼が政治的にいかなる機能を有するののかということがよく現れていると山本は言う。遺族らの悲しみの情念のエネルギーを追悼によって国家が回収し、死者に意味づけをし、これを国家目的を実現するためのエネルギーへと転化するのである。

(注) 濟州四・三事件とは次のような事件である(高：165-166)。米軍政支配期の1947年に発生し、翌年の韓国政府樹立後にも約7年続いた。韓国現代史において朝鮮戦争に次いで人命被害が大量に発生した事件である。1945年の植民地解放以降、南朝鮮に駐屯した米軍政の政策上の混乱が続く中、左右の政治勢力間の葛藤と貧困、疾病などの多様な社会問題で濟州島内の民心は動揺していた。そういう時、南労党濟州島党を中心とした抗争グループが、米軍政と警察、そして極右性向の西北青年会の強圧に抵抗するとともに、米軍政と李承晩などの右翼勢力が主導する南朝鮮のみの単独政府の樹立を食い止めるために、1948年4月3日に蜂起を決行した。これに対して韓国政府は軍隊と警察を派遣して強力な討伐を実施するとともに、濟州島全域に戒厳令を宣布した。抗争グループだけでなく、民間人もが、抗争グループに協力したという名目で虐殺された。犠牲者数は、政府の認定で1万3564人である。

(「ノイエ・ヴァッヘ」のその後)

前節で、南守夫の整理によって「ノイエ・ヴァッヘ(ドイツ国立戦死者追悼所)」について説明したが、この施設は、その後、性格を変えてきている。

すなわち、東西ドイツ統一後のドイツ連邦共和国のノイエ・ヴァッヘは、

追悼に関わる「史実」としてドイツ帝国とナチスと東独共産主義政権による「戦争と暴力支配」をあげ、その「犠牲者」を追悼する施設であると国家によって規定された。それは、ワイマール時代やナチの戦争行為は断罪しているが、しかし、ドイツ連邦共和国になってから行われたアフガン派兵などの際の「戦争と暴力」は「史実」から排除されている。また、記念碑建設をめぐる、「犠牲者」グループ内での戦死兵と犠牲市民の序列化がみられた(山本：215)。

ノイエ・ヴァッヘにおけるコルヴィッツの彫像(ピエタ像)も、ドイツ国家が「慰め」や「希望」を表現しようとしたもので、そのことによって、先に見た見解ではノイエ・ヴァッヘは平和を志向する施設であるという理解がなされていた。だが、そのような意味づけをする資格は国家にはないと山本は言う。作者コルヴィッツ自身もそれを想定していない(山本：221, 224)。このように、国家は追悼施設を設置するにあたって、そのモニュメントを国家の意思にしたがって自由に選択し、あるいはそれがもつ意味を改竄することがある。

2005年にはドイツで、ノイエ・ヴァッヘとは別に「虐殺されたユダヤ人のための記念碑」の建設がなされた。その後、ロマや同性愛者を記念するものなど、一連の記念碑の建設が決定された。それらの建設に対してはドイツとベルリン市が土地を提供した(米沢：149)。

だが、そうになると、全ての犠牲者が想起されていることになっているノイエ・ヴァッヘの理念と実態の乖離が生じる。今やノイエ・ヴァッヘに残されているのは、特別な記念碑が建てられることのないドイツ人一般の犠牲者だけになる。

現在、ノイエ・ヴァッヘが記念するのは、第一次大戦からナチス時代までの犠牲者、さらには東ドイツ時代の犠牲者であり、国家としては、ドイツ帝国、ナチスの第三帝国、また、ドイツ民主共和国が該当し、いずれも過去に存在した国家である。現在のドイツ(ドイツ連邦共和国)の時代になってからの死者は含まれていない(米沢：150-151)。現在、ドイツ連邦共和国

国防軍設立以来の3000人を越える戦死者は、2009年9月に国防省の中庭に設立されたドイツ国防軍の顕彰碑の管轄に入っている。

しかし、このことが明らかになると、ノイエ・ヴァッヘが未来の戦争を否定したという理念・目的が虚偽になってしまう。また、アフガンに派兵されて戦死したドイツ国軍兵士は、この顕彰碑が顕彰する対象になるが、アフガンでドイツ軍がタリバン攻撃のために空爆したことによって殺した140人以上の犠牲者(そこには多くの民間人も含まれる)は、この顕彰碑とは無関係で、どこにおいても想起されることはない。

ノイエ・ヴァッヘで想起されるのは過去の誤った政治と誤った戦争のもたらした犠牲者であり、現在のドイツ国家にとって「正しい」国家による「正しい」戦争はそこから区別され、その戦死者はノイエ・ヴァッヘとは別の方法で顕彰されなければならないということになる。ノイエ・ヴァッヘは、今のドイツとは直接関係のない既に完結した「歴史」記念館である。国家は常に「平和と正義と自由のために」戦争を遂行し、戦争は、それが遂行されている現在においては常に「正しい」ことになってしまう(米沢：152)。そのことが今のドイツにも当てはまる。

おわりに

以上、靖国問題の解決に資する可能性をもつ議論として、国家による戦死者の顕彰という問題について論じてきた。現在までの靖国論争は、感情あるいは信念が絡む面が大きく、理性的な議論はなされにくい。よって、視点を変えて、本稿が示した国家による戦死者の顕彰という問題を論じることには意味があると考えられる。

今後の課題・展望としては次の点を挙げる。本稿で紹介した国家による戦死者の顕彰の問題は、靖国参拝をめぐる生じている問題より根本的な問題であるので、本稿ではそれ自体の検討を行い、それと靖国問題との関わりを考察してこなかった。しかし、本稿の扱った問題の重要性をより明

解にするためには、それと靖国問題がどのように関係しているのかを具体的に明らかにすることが必要である。

今後日本で戦死者追悼のあり方を改善できるとして、その方法として可能性のあるのは次のようなものであろう。国家による戦死者追悼は必然的に次の戦争を予定しているとか、必ず史実の歪曲をおこなうので、戦死者追悼そのものを止めるべきである、という考え方は、それを国家が認めることは、ありそうには思えない。国家に求めうるとすれば、「追悼平和懇」が提言したような非宗教的な追悼施設を作ることの方が、少しは実現の可能性がありそうである(それさえも、現状では実現性は薄い)。

(資料)死後叙勲功績評価の実例

戦死者に対して国家が勲章を与える際の功績評価の実例を日本とアメリカの例から見ておく。日本の例は、総理府賞勲局編集『賞勲局百年資料集 特別叙勲類纂(死没者)』上・下(大蔵省印刷局発行、1983年、1984年)に依り、戦死した者に関する勲章授与の文書を示す(原文は縦書き)。

この文献は、「はしがき」によると、次のような趣旨を持って編纂されたものである。

「戦前(旧憲法時代)における叙勲は、…、(1)叙勲内則に定められた年数を基礎として発令された定例叙勲、(2)戦役、事変に際しての行賞、(3)廉ある時に発令される特別叙勲、(4)外国人叙勲などに大別されるが、本書は、特別叙勲のうち危篤、死亡の際に発令された者(航空機墜落関係を除く。)の功績を集録したものである。」「国立公文書館で保管している各省大臣の上奏書(又は申牒書)、議定官会議の議定書、上申書、裁可書などを基に叙勲者の事蹟を編集したものである。」

まず、陸軍歩兵中佐だった福崎正名という人物の例を挙げる。福崎は、数多くの戦争に従軍したのち、日露戦争(下の引用では「三十七八年戦役」)において負傷し死に至ったが、大正6年になって、旭日中綬章を加授されている(「加授」とは、すでに受けていた勲章に加えて、より高位の勲章を授与されることを言う)。

「陸軍歩兵中佐福崎正名勲章加授ノ件

(大正六年一月十六日裁可)

陸軍歩兵中佐従五位勲三等功四級福崎正名儀ハ旧薩摩藩士ニシテ夙ニ勤王ノ大義ヲ唱ヘ慶応四年戊辰ノ役ニハ同藩六番小隊戦士トシテ従軍シ幕兵ト鳥羽街道ニ戦ヒ其後宇都宮、白河、二本松、会津等ノ戦鬪ニ加ハリ毎回勇戦功ニ依リ賞典禄八石ヲ賜ハリ明治六年陸軍少尉ニ任官後十年ノ役、二十七八年及三十七八年戦役ニ従軍出征シ沙河ノ会戦ニ於テ敵弾ノ為メ重傷ヲ被ムルニ至リタル者ニ候所目下病患危篤ニ陥リタル趣ニ付右旧功ヲ録セラレ特別ヲ以テ旭日中綬章加授セラレ度此段允裁ヲ仰ク

(大正六年一月十六日賞勲局上申)」(上巻, p.277)

陸軍歩兵五十嵐忠治は、満州独立守備隊に属していた時、輸送の監視に当たっていたが、その際に敵軍の砲撃を受けて死亡した。

「陸軍歩兵一等卒五十嵐忠治叙勲ノ件

(大正七年九月十日裁可)

陸軍歩兵一等卒五十嵐忠治本年五月以来満州独立守備兵第二大隊ニ編入セラレ平素職務ニ忠実成績優良ナル者ニ候処八月十六日夜軍隊輸送ノ監視警戒ニ任セラレ四平街駅北方小紅咀川鉄道橋附近警戒中約十名ノ賊ヨリ射撃ヲ受ケ之ニ応射撃退シタルモ同人ハ胸部ニ銃創ヲ被リ遂ニ任務ニ殉スルニ至リタル功績顕著ノ者ニ付陸軍大臣上奏ノ通特ニ勲八等ニ叙シ白色桐葉章ヲ授ケラレ度此段允裁ヲ仰ク

追テ本件ハ本年八月十九日附ヲ以テ施行致度此段副申ス

(大正七年九月九日賞勲局上申)(八月十九日附施行)」(下巻, p19)

陸軍憲兵中尉であった政池覺造は朝鮮で憲兵隊分隊長の任にあったが、暴徒の襲来を受けて負傷し復帰できなかった。その件によって勲五等旭日章を加授されている。

「陸軍憲兵中尉政池覺造叙勲ノ件

(大正八年四月五日裁可)

陸軍憲兵中尉従七位勲六等政池覺造儀ハ客年七月朝鮮憲兵隊分隊長ニ補セラレ爾來職務ニ精励中本年三月四日任地平安南道成川ニ於テ独立ヲ宣言セル多数暴徒ノ襲来ニ際シ鎮定ニ従事中重傷ヲ負ヒ復起ツ能ハサルニ至リタル趣ヲ以テ勲五等双光旭日章叙賜ノ件陸軍大臣ヨリ上奏有之調査ヲ遂クルニ申立ノ通叙賜セラレ可然ト存候此段允裁ヲ仰ク

追テ本件ハ本年三月四日附ヲ以テ施行致度此段副申ス

(大正八年四月一日賞勲局上申)(三月四日附施行)」(下巻, p.20)

陸軍憲兵伍長佐藤實五郎ほか4人は朝鮮において暴動民を鎮圧した際に死亡したものである。このとき死亡して叙勲された5人には朝鮮人3人が含まれる。彼らが受けた勲章(旭八)は旭日章の最下級である。

「陸軍憲兵伍長佐藤實五郎外四名叙勲ノ件

(大正八年九月十一日裁可)

陸軍憲兵伍長佐藤實五郎外四名本年三月四日朝鮮暴民鎮圧ノ際功績アル旨ヲ以テ叙勲ノ件陸軍大臣ヨリ上奏有之調査ヲ遂クルニ同事件ニ関シ曩ニ陸軍憲兵中尉政池覺造叙勲ノ例モ有之候ニ付申立ノ通叙勲セラレ可然ト存候此段允裁ヲ仰ク

追テ本件ハ各頭記ノ日附ヲ以テ施行致度此段副申ス

(大正八年九月九日賞勳局上申)

旭八 陸軍憲兵伍長 佐藤實五郎(明治十八年六月二十五日生)

(大正八・三・四戦死)

旭八 陸軍憲兵上等兵 佐藤研(明治三十年八月十八日生)

(大正八・三・一〇戦死)

旭八 憲兵補助員 金聖奎(明治二十四年六月七日生)

(大正八・三・四戦死)

旭八 同 姜炳一(明治二十五年六月二十四日生)

(大正八・三・四戦死)

旭八 同 朴堯燮(明治三十年一月十六日生)

(大正八・三・四戦死)

右者品行方正勤務勉勵其ノ成績良好ナリ然ルニ本年三月四日朝鮮独立ヲ宣言セル暴民鎮圧ニ従事シ奮戦克ク其ノ職責ヲ尽シ暴民数十名ヲ殲シタリシカ衆寡敵セス遂ニ戦死スルニ至レリ其ノ功績何レモ顕著ナル者ニ有之候間特別ノ思召ヲ以テ戦死当日附ニテ各頭書ノ通叙勲被仰出度

謹テ奏ス

大正八年八月三十日

陸軍大臣田中義一(下巻, p.21)

アメリカの例は, “United States of America’s Congressional Medal of Honor Recipients and their Official Citations”(『アメリカ合衆国議会名誉勲章受章者並びに公的評価』(Highland House II, 1994))に所載の記録を幾つか挙げておく。

この記録集は, アメリカがおこなった下記の戦争において戦死した軍人のうち, 「Medal of Honor(名誉勲章)」という最高位の勲章を授与された人々に対する功績評価の記録を集成したものである。日本のものと比較すると, 戦場で命を落とした状況を克明に記録している点が特徴的である。

この記録集が掲載する記録は、南北戦争から、1993年のソマリア内戦時の国連ソマリア活動へのアメリカ軍の参加までを含んでいる。その間には、米西戦争、米比戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦、朝鮮戦争、ベトナム戦争など、多数ある。

「Medal of Honor(名誉勲章)」とは勇敢な行為に対して授与される最高位の軍事勲章で、アメリカ合衆国のいかなる個人にも授与されうる(p.1)。1860年代の初めに計画され、1863年に初めて授与された。義務的な貢献でなく、自分の生命を危険にさらすことがほぼ条件となっている。「合衆国議会の名において」高官から授与されるので、「議会名誉勲章」とも呼ばれている。

ベトナム戦争に関しては、次の例を挙げる(戦争ごとに無作為に選んだ。以下同じ。pp.24-25)。John Andrew Barnes 3世という兵士(陸軍上等兵)は、味方の負傷者たちの中に投げ込まれた敵軍の手榴弾が味方を多数殺戮することを察知して、自らの体を手榴弾の上に投げ出して味方を救った、という功績によって、Medal of Honor を授与されている。

「John Andrew Barnes 3世

(階級と所属部隊)米陸軍上等兵。空挺旅団、第503歩兵連隊、第一歩兵大隊、歩兵中隊C

(死亡の場所と日付)ベトナム共和国, Dak To, 1967年11月12日

(初任地)マサチューセッツ州, ボストン

(出生)1945年4月16日, マサチューセッツ州, ボストン

(功績)義務の水準を超えた、自己の命を危険にさらしての、抜群に勇敢で大胆不敵な行動ゆえに。Barnes 上等兵は、敵対勢力との戦闘における別格の英雄的行為によって他人との違いを見せつけた。Barnes 上等兵は、彼の部隊が、大隊と推測される北ベトナム軍の攻撃を受けた時、擲弾兵の任務に就いていた。機関銃部隊の隊員が殺されたのを見た時、Barnes 上

等兵は、躊躇なく、銃弾が飛び交う地帯を突進し、機関銃を手にして、襲ってきた9人の敵兵を殺した。弾薬を補給するために後退していた時、Barnes上等兵は、彼の近くの重傷を負った兵士たちの真ん中に敵軍の手榴弾が投げ込まれるのを見た。手榴弾が負傷者の大多数にさらに重傷を負わせあるいは殺すことを察知し、彼は、投げ込まれた手榴弾の上に自らの体を投げ出したが、その時手榴弾が爆発した。不屈の勇氣、自分自身の安全の完全な度外視、仲間への深い共感をもって、彼は、彼の部隊の負傷者の死亡とさらなる負傷の可能性を防いだのであった。Barnes上等兵の、義務の水準を超えた、自己の命を危険にさらしての、抜群の勇敢さと大胆不敵さは、軍務の最高の伝統に属し、彼自身、彼の部隊、米陸軍の偉大な名誉を表している。」

朝鮮戦争では、Reginaldo B.Desderio の例を挙げる (pp.184-185)。何度も負傷しながらも部隊の指揮官として部隊を統率したことが評価されている。

「Reginaldo B.Desderio

(階級と所属部隊)米陸軍大尉、部隊長。第25歩兵師団、第27歩兵連隊、歩兵中隊E

(場所と日付)韓国, Ipsok 近辺, 1950年11月27日

(初任地)カリフォルニア州, Gilroy

(出生)1918年9月12日, ペンシルヴェニア州, Clairton

(功績)Desiderio 大尉は、義務の水準を超えた、自己の命を繰り返し危険にさらしての、抜群に勇敢で大胆不敵な行動で際だっていた。彼の中隊は、敵の突破に備えて特殊部隊の司令地を防御するという使命を与えられていた。未明の敵の激しい攻撃の中で個人的に偵察をおこなったあと、彼は、敵を撃退するために部下たちを防御態勢に付けた。戦闘の初期に彼は負傷したが、撤退を拒否し、敵の砲撃が続くにもかかわらず、部下の間を歩いて配置を確認し、各分隊が次の攻撃に対処する準備ができているかどうか

確認した。彼は再度負傷したが、部下の指揮を続けた。彼はリーダーシップを鼓舞して部下が持ち場を維持するよう勇気づけた。続く戦闘で狂信的な敵が部隊の中に進入することに成功した時、彼はカービン銃、機関銃、手榴弾を携えて、多くの敵に死傷を負わせたが、彼自身も致命傷を負った。彼の模範的な勇敢さに刺激されて部下たちはこの最後の攻撃を撃退した。Desiderio 大尉の英雄的な統率力、義務に対する勇氣ある忠実な献身、自分の安全の完全な度外視は、彼に最高位の名誉をもたらし、米国陸軍の尊敬される伝統に連なっている。」

第二次大戦では、William Adelbert Foster の例を見る。彼も、投げ込まれた手榴弾の上に自らの体を投げ出して味方を救った(pp.314-315)。

「William Adelbert Foster

(階級と所属部隊)米軍海兵隊上等兵、予備軍

(出生)1915年2月17日、オハイオ州、クリーヴランド

(功績)1945年5月2日、琉球列島の沖縄島で敵の日本軍と敵対する作戦の際に、海兵師団、第1海兵隊、第3大隊でライフルマンとして勤務中に、義務の水準を超えた、自己の命を危険にさらしての、抜群に勇敢で大胆不敵な行動ゆえに。高度に要塞化された日本軍の陣地に猛烈な攻撃を仕掛けた後、外辺部の防御地点で他の海兵隊員と塹壕にいて、Foster 上等兵と戦友は、侵入してくる敵兵との猛烈な手榴弾戦に加わった。突然、敵の手榴弾が、塹壕内の手の届く範囲に着弾した。彼は直ちに致死的な飛び道具の上に覆い被さり、爆発の威力を自分の体に吸収した。それによって他の隊員が重傷を負うことから守った。英雄的な行動の結果として致命的な重傷を負ったにもかかわらず、彼は素早く力を奮い起こして、手元に残っていた二つの手榴弾を仲間に手渡し、「ものを言わせてやれ」と言った。強い不屈の精神をもち、彼はためらうことなく自分の生存の可能性を棄てて、仲間に、狂信的な敵に対して容赦ない戦いを遂行させた。確実な死に直面

しての彼の怯むことのない決断，冷静な決定，自己犠牲という英雄的な精神は，Foster 上等兵と合衆国海軍の最大限の名声を反映している。彼の勇敢さは彼の命を彼の国に捧げた。」

第一次大戦に関しては，David B. Barkeley の例を挙げる (p.501)。彼は敵情偵察のために川を渡って泳いでいる時に痙攣に襲われて溺死した。

「David B. Barkeley

(階級と所属部隊)米陸軍一等兵，第89師団，第356歩兵連隊，歩兵中隊A

(場所と日付)フランス，Pouilly近辺，1918年11月9日

(初任地)テキサス州，San Antonio

(出生)テキサス州，Laredo

(功績)Meuse 川対岸の敵軍の位置に関する情報が必要だった時，Barkeley 一等兵は，他の兵士と共に，躊躇いなく名乗り出て，正確な位置を偵察するために川を泳いで渡った。渡河を阻止しようとする敵軍の明確な意思にもかかわらず，彼は対岸に泳ぎ着くことに成功した。情報を得て，帰還するため再び川に入ったが，目的を達成する前に痙攣に襲われて溺死した。」

南北戦争に関しては，William Martin を挙げる (p.837)。彼は乗っていた艦が沈没させられて死亡した。

「William Martin

(階級と所属部隊)米海軍上等兵

(出生)1839年，アイルランド

(功績)1862年4月24日，Forts Jackson と St.Philip を攻撃している時，米国艦 Varuna 号に乗船中，銃撃の司令官として。彼の船は反乱軍の Morgan 号から激しい砲撃を受け，激突して大破した。戦闘の真最中に自分の持ち場を確保しながら，Martin は敵に損害を与えたが，Varuna 号が大破して

岸に打ち付けられ遂には沈没した。」

参考文献

- 赤澤史朗, 2005, 『靖国神社 せめぎあう〈戦没者追悼〉のゆくえ』, 岩波書店
- 川村邦光編著, 2003, 『戦死者のゆくえ 語りと表象から』, 青弓社
- 國學院大學研究開発推進センター編, 2010, 『霊魂・慰霊・顕彰 死者への記憶装置』, 錦正社
- 高誠晩(コ・ソンマン), 2010, 「済州・虐殺と追悼 「死者」の再構成という観点」, 山本編著
- 高川雅史, 2003, 「慰霊と「国家への献身」—アメリカの「靖国」」, 田中編著
- 神社本庁編, 2012, 『靖国神社』, PHP 研究所
- 辻子実, 2007, 『靖国の闇によろこそ』, 社会評論社
- 高橋哲哉, 2005, 『靖国問題』, 筑摩書房
- 田中伸尚, 2003, 「国立追悼施設構想を問う」, 田中編著
- 田中伸尚編, 2003, 『国立追悼施設を考える』, 樹花舎
- 西川重則, 2000, 『天皇の神社 靖国 有事法制下の靖国神社問題』増補版, 梨の木舎(初版, 1988)
- 保坂正康, 2007, 『「靖国」という悩み』, 毎日新聞社
- 毎日新聞「靖国」取材班, 2007, 『靖国戦後秘史 A級戦犯を合祀した男』, 毎日新聞社
- 三土修平, 2005, 『靖国問題の原点』, 日本評論社
- 三土修平, 2007, 『頭を冷やすための靖国論』, 筑摩書房
- 南守夫, 2003, 「「ノイエ・ヴァッヘ」の歴史的意味 —日本における戦没者追悼問題を考えるために—」, 田中伸尚編著
- 山本浄邦編著, 2010, 『国家と追悼 「靖国神社か国立追悼施設か」を超えて』, 社会評論社
- 山本浄邦, 2010, 「国家による追悼 何が問題なのか?」, 山本編著
- 米沢薫, 2010, 「ドイツにおける国家と追悼 ノイエ・ヴァッヘはドイツの「過去の克服」に何をもたらしたか」, 山本編著